

明治電気株式会社章程

明治電気株式会社は事業不振と不良分子掃除のため従業員二百十名(内世十名)の内五十名(内世二名)を七月十日解雇したるが、その内五十名は不良分子として解雇す。

會社の支給額

一 解雇手当 予告期間二週 同分外は日給二週 同分

二 勤続手当 一年勤続に付、日給五日分

三 特別手当 勤続年数にかゝらるゝ一人に付、二十円宛支給する。

右に對し、会社従業員一同、及び機械技術組合